

第177回山梨県開発審査会

議事録

- 1 日時 : 令和7年10月9日(木) 午後2時00分～午後3時00分
- 2 場所 : 山梨県庁 防災新館 406会議室
- 3 出席者 : 石井信行会長、曾根順子委員、吉井敏瑞委員、齋藤雅代委員
- 4 事務局 : (山梨県) 都市計画課長、総括課長補佐、都市企画監、課長補佐、
市町村計画・開発担当
(甲斐市) 都市計画課職員
(中央市) まちづくり推進課職員
(昭和町) 都市整備課職員
- 5 次第
 - (1) 開会
 - (2) 出席確認
 - (3) 議事
 - (4) 閉会
- 6 会議に附議した事案の案件
 - (1) 市街化調整区域における開発許可申請等【非公開】
 - ・ 3号案件
 - (2) 特例的運用の処理報告について【非公開】
 - ・ 1号案件

7 議事の概要

1 市街化調整区域における開発許可申請等について

【第1号審査案件】

会 長	それではまず、第1号審査案件の審議を行います。 事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは事務局より説明させていただきます。 (事務局から説明) 委員の皆様には、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
会 長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等がある方はご発言ください。
委 員	県として、申請地が浸水想定区域等だった場合、何か対応策を求めるような基準はあるのでしょうか。
事務局	県としての制限はなく、市の条例において制限されている場合があります。
事務局	条例においては、国の運用基準に従い、地盤のかさ上げなどのハード対策、避難計画を立てるなどのソフト対策を定めています。ただし、今回の案件は条例を適用した許可ではないため、浸水想定区域に対する対策は求めません。
委 員	避難計画は提出されているのでしょうか。
事務局	各施設で避難計画が作成されており、避難所は近隣の中学校となっております。ただ、どちらも距離が遠く、早期避難が可能な場合は避難所へ行くことができますが、短期集中的な大雨等の際には確実性を高めるためにより近い本施設に避難することとなるため、今回の建築計画を行うに至りました。
委 員	施設の職員は市内に住んでいるのでしょうか。

事務局 現在は自宅から通っておりますが、災害時に職員が職場まで参集できないことが懸念されるため、一定数の職員は寮に常駐する形になります。

委 員 寮に住む職員は住民票を移すのでしょうか。

事務局 そこまではおそらく行わないと思われます。

委 員 本計画は避難対策として計画されていますが、寮自体が浸水することについてはどのように検討されているのでしょうか。

事務局 寮自体を浸水から守るということを目的としておらず、あくまでも入居者を安全に避難させるための職員を確保するための寮であるため、そこまでは考慮されていません。

会 長 他にご意見、ご質問はありませんか。
それでは無いようですので、本案件を許可することを承認される委員の方は挙手をお願いいたします。

(各委員の挙手)

第1号案件については、開発審査会として承認することといたします。

【第2号審査案件】

会 長 続いて、第2号審査案件の審議を行います。
事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より説明させていただきます。
(事務局から説明)

委員の皆様には、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

会 長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等がある方はご発言ください。

委 員 現地写真を見ますと、現在使用している施設にも空いているスペースがあるように見受けられますが、なぜ既存建築物を利用する計画になったのでしょうか。

事務局 今回利用する建物は現在空き家の状態になっており、既存建築物を利活用することも考慮され、本計画が計画されました。

委 員 児童の人数はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

事務局 10名程度の受け入れを予定しているとのこと。

委 員 施設周辺の道路を積極的にユニバーサル化する事は検討されているのでしょうか。連携していく中学校とは距離があるように感じます。

事務局 第5次障がい者計画の中で、「障がいのある方や高齢者にとって安心安全な歩行空間の整備を行う」という記載がありますので、今後の事業の様子を見ながら、歩道等の整備を検討していく必要があると考えています。

会 長 他にご意見、ご質問はありませんか。
それでは無いようですので、本案件を許可することを承認される委員の方は挙手をお願いいたします。

(各委員の挙手)

第2号案件については、開発審査会として承認することといたします。

【第3号審査案件】

会 長	続いて、第3号審査案件の審議を行います。 事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは事務局より説明させていただきます。 (事務局から説明) 委員の皆様には、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
会 長	ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等がある方はご発言ください。
委 員	今回の申請地は東側の宅地よりも地盤面が高いのでしょうか。
事務局	はい。そのため今回整備するにあたって、敷地を擁壁で囲うような計画となっております。
委 員	住宅側から車が見える状態になるかと思われますが、なにか目隠し等の措置はされるのでしょうか。
事務局	目隠しについては、現時点では協議されていませんが、有効だと思います。
会 長	他にご意見、ご質問はありませんか。 それでは無いようですので、本案件を許可することを承認される委員の方は挙手をお願いいたします。 (各委員の挙手) 第3号案件については、開発審査会として承認することといたします。

2 特例的運用の処理報告について

【第1号報告案件】

会 長	それでは次に特例的運用の報告になります。 事務局から報告をお願いします。
事務局	それでは、事務局より報告させていただきます。 (事務局から報告)
会 長	ただいま事務局より、報告案件について説明がありました。これにつきまして、ご意見、ご質問等がある方はご発言ください。
委 員	この集落はいつ頃できたのでしょうか。
事務局	合併前から集落は形成されていたため、昭和40年代かと思われます。
委 員	浸水想定はどれくらいでしょうか。
事務局	概ね4m強になります。こちらについては、安全対策として避難計画を提出していただいております。
会 長	他にご意見、ご質問はありませんか。 それでは無いようですので、特例的運用の報告を終了とさせていただきます。